

議案第108号

あきる野市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

あきる野市総合福祉センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提出する。

あきる野市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

公の施設の名称	指定管理者の名称及び所在地	指定の期間
秋川ふれあいセンター	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会 あきる野市平沢175番地4	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで